沖労発基 0917 第１号
令和８年９月１７日

建設労働災害防止協会
　沖縄県支部長　仲本　豊　殿

沖 縄 労 働 局 長
宮　本　淳　子

建設業における死亡労働災害等撲滅に関する緊急要請について

平素より、労働行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内における建設業の労働災害による死亡者数においては、昨年１年間で０人であったのに対し、本年は８月末時点で既に３人の尊い命が失われるという極めて憂慮すべき状況となっています。

さらに、一命は取り留めたものの、死亡災害につながりかねない重大な労働災害も複数発生しており、建設現場における安全管理の一層の徹底が強く求められる状況となっております。

このような状況を踏まえ、当局では、建設業における死亡災害をはじめとする重篤な労働災害の発生を撲滅するため、貴協会に対し、会員への注意喚起と安全衛生活動の再徹底を要請いたします。

つきましては、貴協会におかれましては、本要請の趣旨を十分に御理解いただくとともに、会員に対する要請内容の速やかな周知と併せて別添の安全衛生管理自主点検表を活用した自主点検の確実な実施を図っていただきますようお願いいたします。

沖労発基 0917 第１号
令和８年９月１７日

一般社団法人沖縄県建設業協会
会 長　　仲 本　　豊　　殿

沖 縄 労 働 局 長
宮　本　淳　子

建設業における死亡労働災害等撲滅に関する緊急要請について

平素より、労働行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内における建設業の労働災害による死亡者数においては、昨年１年間で０人であったのに対し、本年は８月末時点で既に３人の尊い命が失われるという極めて憂慮すべき状況となっています。

さらに、一命は取り留めたものの、死亡災害につながりかねない重大な労働災害も複数発生しており、建設現場における安全管理の一層の徹底が強く求められる状況となっております。

このような状況を踏まえ、当局では、建設業における死亡災害をはじめとする重篤な労働災害の発生を撲滅するため、貴協会に対し、会員への注意喚起と安全衛生活動の再徹底を要請いたします。

つきましては、貴協会におかれましては、本要請の趣旨を十分に御理解いただくとともに、会員に対する要請内容の速やかな周知と併せて別添の安全衛生管理自主点検表を活用した自主点検の確実な実施を図っていただきますようお願いいたします。

安全衛生管理自主点検表

【別添】

共通事項		
1	法令に基づき作業主任者又は作業指揮者を選任していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
2	作業主任者又は作業指揮者に、適正に職務を行わせていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
3	法令に基づき作業計画を定め、関係労働者に周知のうえ作業を行わせていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
4	就業制限業務等に従事させる場合、免許証等にて資格を確認していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
5	安全衛生教育（雇入れ時教育、各種特別教育等）は適正に行っていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
「墜落・転落」関係		
6	高所作業の箇所に、足場等により作業床を設けていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
7	作業床を設けることが困難な場合は、親綱等を設置し墜落制止用器具を使用していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
8	高所作業の作業床の端、開口部等の墜落の危険箇所に、手すり、柵、養生蓋等を設置していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
9	足場の組立、解体の作業時、手すり先行工法を採用していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
#	足場の組立、解体の作業時、安全作業手順を定め、守らせていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
11	作業のため手すり、柵等を取り外す場合、墜落制止用器具の使用、取り外し後は速やかに復帰していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
「飛来・落下」関係		
7	上下作業を原則、禁止していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
8	上方で作業を行う場合は、下の作業者に保護帽を使用させていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
9	作業床の端、開口部等から物が落下しないよう、巾木や防網を設けていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
「機械（車両系建設機械、移動式クレーン）」関係		
10	ドラグ・ショベルで荷をつり上げる等主たる用途以外に使用していませんか。（※移動式クレーン仕様で使用するドラグ・ショベルを除く。）	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
11	作業者との接触を防止するため、作業半径内への立入禁止、誘導者による誘導を実施していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
12	路肩の崩壊による転落、軟弱な地盤での転倒の防止対策を講じていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
13	移動式クレーンで荷をつり上げる際、アウトリガーを最大限張り出していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
14	移動式クレーンは過巻防止、フックの外止め等の安全装置を備えていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
15	移動式クレーンで荷をつり上げる際、つり荷の下を立入禁止にしていますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
16	定期自主検査、月例点検、作業開始前点検を実施し、記録を保存していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ
「外国人労働者」関係		
17	社内教育の内容、現場内での安全作業の掲示物について、十分、理解できるよう、母国語により教育、表示していますか。	□ はい □ 一部実施 □ いいえ

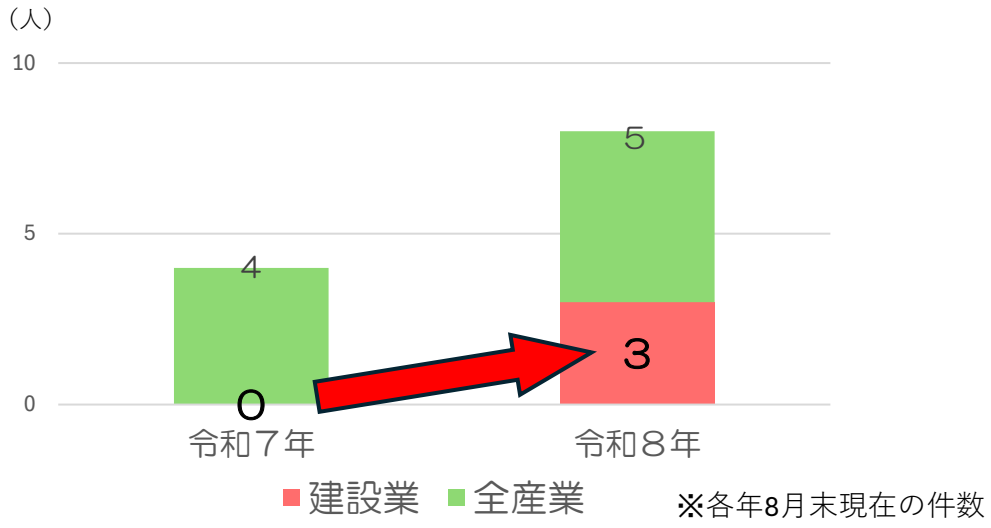
※記入方法　該当する項目に☑を付ける。

【参考資料】

死亡災害発生状況

１．死亡災害発生件数の比較

建設業のおける労働災害の死亡者数は、令和７年（８月末現在）は０人に対し、令和８年（８月末現在）は３人と増加しています。



２．死亡災害の概要

番号	所轄署	発生月	事故の型	起因物	業種	年齢	発　生　状　況
1	那覇	1月	墜落･転落	建築物、構築物	電気通信工事業	60歳以上	被災者が単独で、引込電柱の上部から順次足場ボルトの撤去作業を実施していたところ、しばらくして付近に倒れている被災者を同僚が発見したもの。被災者はヘルメット着用しておらず、構造規格に適合しない墜落制止用器具を着用していた。
2	名護	4月	はさまれ･巻き込まれ	整地･運搬･積込み用機械	道路建設工事業	50歳代	4tトラックでリサイクル工場へ砂利を買いに来た被災者が、リサイクル工場の敷地内に停めたトラック後方の地上で、荷台に積み込まれた砂利を均す作業を行っていたところ、砂利の積込を行っていたホイールローダーがバックし、トラックとホイールローダーの間に挟まれ被災したもの。
3	八重山	8月	飛来･落下	フォークリフト	鉄骨･鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	60歳以上	フォークリフトによる運搬作業時、フォークに差し込んでいた鉄製の長尺物（長さ約3．5m、重さ約200kg）が、高さ約3．2mから落下し、被災者の頭部に当たり被災したもの。

沖縄県建設業 Safe-Work 運動

厚生労働省沖縄労働局・内閣府沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

1 趣 旨（抄）

沖縄経済が新型コロナ感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。

労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は関係者の協賛・賛同のもと、新たに「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

2 スローガン

安全・健康は　建設現場の原点

3 取組期間

令和５年６月２６日～令和９年度末

4 主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

5 協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県鳶土工業会、全建総連沖縄県建設ユニオン
沖縄基礎工業協同組合、一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会、一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部
沖縄県左官業組合連合会、一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄県管工事業協同組合連合会、沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

６　主な実施事項

① 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。
② 安全パトロールを行う。
③ 安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
④ 安全大会、安全講習会を開催する。
⑤ 安全活動の好事例に対し、各種表彰制度等への推薦・応募の呼びかけを行い、結果を周知する。
⑥ 事業場が行う安全活動を支援・助言する。

事業者・作業者の皆様へ

① 代表者による災害防止の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化しましょう。
② 建設現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ステッカーを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図りましょう。
③ 元請け業者は、統括管理を徹底しましょう。
④ 墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底しましょう。
⑤ 規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底しましょう。
⑥ 新規入場者教育を行いましょう。
⑦ 工夫した安全活動を行い、各種表彰制度等へ応募しましょう。
⑧ 同じ場所で働く個人事業者等を含む作業従事者に対し、保護措置を実施しましょう。
⑨ 建設現場で業務に従事する警備業務従事者等に対する安全対策、熱中症対策等の確認、指導を徹底しましょう。

災害防止重点事項

１　墜落・転落災害防止対策の徹底（共通）

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進を図り適正な足場の設置、スレート屋根、作業床の設置が困難箇所での災害防止対策、脚立、はしご等の適正な使用方法を指導する。また、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。

２　建設機械対策の徹底（共通）

・クレーン転倒災害防止　・特定自主検査他法定点検の実施　・立入禁止区域の設定、誘導者等の配置

３　熱中症予防対策の徹底（元請）

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」により熱中症予防対策に取り組み、WBGT 値の測定及び WBGT 値に応じた予防対策の実施を徹底する。

４　新規入場者教育の徹底（元請）

作業員の不安全行動を防止するため安全教育を徹底する。

ステップアップ標語

「墜落制止用器具　フック掛けヨシ！　規格ヨシ！」

令和8年度版